



# 鳥取県公報

平成 19 年 3 月 16 日 (金)  
号外第 25 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 条 例	鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例 (38) (職員課) . . . . . 6
	平成 19 年 3 月に支給する知事及び副知事の給料の特例に関する条例 (39) (〃) . . . . . 15
	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 (40) (〃) . . . . . 16
	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (41) (〃) . . . . . 25
	職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例 (42) (〃) . . . . . 27
	鳥取県知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例 (43) (〃) . . . . . 32

====公布された条例のあらまし====

鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の新設について

1 条例の新設理由

- (1) 特別職の職員の給与及び旅費等に関する制度について、責任区分の明確化を図るとともに、実態に即した的確な制度管理を行うため、知事等（議会の議員を除く特別職の職員をいう。以下同じ。）に関するものと議会の議員に関するものとを別個の条例とする。
- (2) 「特別職の給与に関する有識者会議」で出された意見を踏まえ、知事等の退職手当を含む給与の見直しを行う。
- (3) 知事等に支給する旅費のより一層の適正化を図るため、一般職の職員に準じ県内に宿泊する場合の宿泊料の額の引下げ等を行う。

2 条例の概要

- (1) 知事等の給与及び旅費等に関する制度の整備（鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の新設）

ア 知事等の給与の改定

- (ア) 知事等（附属機関の委員等を除く。）の給与（退職手当を含む。）の総額について、現行の総額から約7パーセント引き下げる。ただし、収用委員会の委員は、職務の内容を考慮し、約25パーセント引き上げる。
- (イ) (ア)の給与の総額の引下げ及び(2)の退職手当の支給割合の引下げを勘案し、知事、副知事、出納長及び常勤の監査委員の給料月額を、次のとおり改定する。

区 分	改 正 後	現 行
知 事	1,446,000円	1,246,000円
副 知 事	1,020,000円	974,000円
出 納 長	790,000円	821,000円
常勤の監査委員	月額586,000円を超えない範囲内において知事が定める額	月額628,000円を超えない範囲内において知事が定める額

イ 知事等の宿泊料の改正

知事等が県内に宿泊した場合の宿泊料の定額を、次のとおり引き下げる。

区 分	改 正 後	現 行
知事、副知事及び出納長	11,700円	13,300円
委員会の委員等及び病院事業の管理者	10,200円	11,800円
専門委員、附属機関の委員等その他の特別職の職員	8,200円	9,800円

- (2) 知事等の退職手当の支給割合の引下げ（知事等の退職手当に関する条例の一部改正）

(1) ア(ア)に伴い、退職手当の支給割合（当該割合を給料月額に乗じて得た額が在職期間1月当たりの退職手当の額となるものをいう。）を、次のとおり引き下げる。

区 分	改 正 後	現 行
知 事	100分の30	100分の70
副 知 事	100分の30	100分の50
出 納 長	100分の30	100分の35

教 育 長	100分の30	100分の35
病院事業の管理者	100分の30	100分の35

## (3) (1)に伴う関係条例の一部改正等

ア 次の条例を廃止する。

(ア) 特別職の職員の旅費等に関する条例

(イ) 特別職の職員の給与に関する条例及び特別職の職員の旅費等に関する条例の一部を改正する条例

イ 次の条例について、所要の改正を行う。

(ア) 鳥取県人権侵害救済推進及び手続に関する条例等の停止に関する条例

(イ) 鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例

(ウ) 鳥取県知事等及び職員の給与の特例に関する条例

## (4) 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正

(1)及び(2)に伴い、教育長の給料を月額79万円(現行 82万1,000円)の範囲内とする。

## (5) 施行期日等

ア 施行期日は、平成19年4月1日とする。

イ アの施行期日(以下「施行日」という。)前から引き続き在職する者の給与に係る経過措置について、次のとおり定める。

(ア) 当該者に係る給料及び報酬に関する改正は、施行日の属する月の翌月以降の給与について適用する。

(イ) 当該者に係る退職手当の支給割合の改正は、施行日の翌月以降の期間について適用する。

## 3 参考(知事の給与総額の見直し)

(単位:円)

区 分	支 給 額		改正による 差 額
	改 正 後	改 正 前	
給 料 月 額 A	1,446,000	1,246,000	200,000
期 末 手 当 B	6,499,770	5,600,770	899,000
小計(年額) $A \times 12 + B$ C	23,851,770	20,552,770	3,299,000
退 職 手 当 D	20,822,400	42,737,800	21,915,400
総計(1年当たり給与総額) $C + D / 4$	29,057,370	31,237,220	2,179,850

備考1 給料月額、期末手当については、実際には給与カットした額を支給する。

2 退職手当の額は、1回の任期(4年)を満了して退職した場合の額である。

平成19年3月に支給する知事及び副知事の給料の特例に関する条例の新設について

## 1 条例の新設理由

職員が不適正な経理処理等を行ったことについて、職員に対する管理及び監督が徹底していなかった結果であることの責任を考慮し、知事及び副知事の給料の減額を行う。

## 2 条例の概要

(1) 平成19年3月に支給する知事及び副知事の給料月額については、鳥取県知事等及び職員の給与の特例に関する条例の規定により7パーセントを減じた給料月額を基礎として、10分の1の額を減じて支給する。

(2) 施行期日は、公布の日とする。

職員の給与に関する条例等の一部改正について

## 1 条例の改正理由

- (1) 職員の勤務成績をより適切に昇給に反映させるため、昇給の実施日を毎年4月1日とする。
- (2) 県が推進するノーマイカーデー運動に参加する職員に対して支給する通勤手当の額を定める。
- (3) 非常勤職員の身分の取扱いをより適切なものとするため、一般職に属する非常勤職員の給与制度を明確にする。

## 2 条例の概要

### (1) 職員の給与に関する条例の一部改正

#### ア 昇給日の変更

職員の昇給日を毎年4月1日(現行 人事委員会規則に委任)とする。

#### イ ノーマイカーデー運動に参加する職員の通勤手当の額の設定

ノーマイカーデー運動への参加に伴う通勤費用の増減を考慮した通勤手当の額を定める。

#### ウ 一般職に属する非常勤職員の給与制度の明確化

(ア) 一般職非常勤職員の給与の種類は、報酬とする。

(イ) 報酬は、一般職常勤職員との均衡を考慮し、予算の範囲内で支給する。

#### エ 給与控除の項目の追加

職員に給与を支給する際、その給与から控除できるものに、公立学校共済組合鳥取支部が取り扱う保険の保険料及び共済掛金を加える。

#### オ その他所要の規定の整備を行う。

### (2) 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例、企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

(1)のウに掲げる改正を行う。

### (3) 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正

(1)に伴い、所要の規定の整備を行う。

### (4) 施行期日は、平成19年4月1日とする。

## 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

### 1 条例の改正理由

職員の特殊勤務手当(以下「手当」という。)が職員の勤務実態を適切に考慮したものとなるよう当該手当の支給対象業務、支給額等を見直す。

### 2 条例の概要

(1) 放射線取扱手当の支給対象業務から、産業技術センターに勤務する職員がエックス線その他の放射線を金属に対して照射する作業を除く。

(2) 教員特殊業務手当の支給対象職員に栄養教諭を加える。

(3) 災害応急作業等手当のうち、航空機に搭乗して行う教育訓練の作業に従事したときに支給される手当の額を、1時間につき600円(現行 300円)に引き上げる。

(4) その他所要の規定の整備を行う。

(5) 施行期日は、平成19年4月1日とする。

## 職員の旅費に関する条例等の一部改正について

### 1 条例の改正理由

職員に対し支給する旅費について、出張に要する経費の実態を適切に反映するため、宿泊料等の額の見直し等を行う。

### 2 条例の概要

#### (1) 職員の旅費に関する条例の一部改正

ア 題名を職員の旅費等に関する条例に改める。

イ 鳥取県内の旅行における宿泊料の額を1夜につき8,200円(現行 9,800円)に引き下げる。

ウ 県外の旅行において、用務終了後帰着する時刻が午後9時以降となる場合にあっては、新たに1日につき2,200円の日当を支給する。

エ 私有自動車等の利用により行う旅行に係る車賃を、1キロメートルにつき25円（現行 16円）に引き上げる。

オ 支度料を廃止する。

カ 旅行命令権者が職員に対して行う旅行命令等について、常態的な業務に限り可能としていた口頭発令の対象を広げる。

キ その他所要の規定の整備を行う。

(2) 証人、参考人、鑑定人等の費用弁償に関する条例の一部改正

ア 証人等に支給する費用弁償の種類のうち、支度料を廃止する。

イ (1)アに伴う所要の規定の整備を行う。

(3) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例について、(1)アに伴う所要の規定の整備を行う。

(4) 施行期日等

ア 施行期日は、平成19年4月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

鳥取県知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部改正について

#### 1 条例の改正理由

県財政の再建のため特例として実施している給与のカット措置について、知事等の給与制度の見直し並びに一般職の職員に係る給与構造改革及び本県独自の給与制度見直しの実施による財政的効果の状況を踏まえ、給与のカット率を引き下げる。

#### 2 条例の概要

(1) 知事等の給与のカット率を次のとおり引き下げる。

区 分	改正後 (平成19年度)	改正前 (平成18年度)	参 考 (平成17年度)
知事、副知事及び出納長	100分の5	100分の7	同左
教育長、常勤の監査委員及び病院事業の管理者	100分の4	100分の6	同左
委員会の委員等	100分の3	100分の5	同左

(2) 一般職の職員の給与のカット率を次のとおり引き下げる。

区 分	改正後 (平成19年度)	改正前 (平成18年度)	参 考 (平成17年度)
行政職給料表適用職員のうち職務の級が9級である者等	100分の4	100分の5	100分の6
若 年 層 職 員	100分の2	100分の3	100分の4
その他の職員	100分の3	100分の4	100分の5

(3) その他所要の規定の整備を行う。

(4) 施行期日は、平成19年4月1日とする。

# 条 例

鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例をここに公布する。

平成19年3月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 鳥取県条例第38号

鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、特別職の職員（議会の議員及び教育長である教育委員会の委員を除く。以下「知事等」という。）の受ける給与並びに旅費及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

(知事、副知事、出納長及び常勤の監査委員の給与)

第2条 知事、副知事、出納長及び常勤の監査委員の受ける給与は、給料、通勤手当、期末手当及び退職手当とする。

2 前項に規定する者の受ける給料の額は、別表第1に掲げるところによる。

3 第1項に規定する者の受ける通勤手当の額は、職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号。以下「一般職給与条例」という。）第3条第1項各号に掲げる給料表の適用を受ける職員（第6条において「一般職の職員」という。）の例による額とする。

4 第1項に規定する者の受ける期末手当の額は、給料月額100分の145に相当する額に、6月に支給する場合においては100分の150、12月に支給する場合においては100分の160を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、一般職給与条例第16条の4第2項の表に定める割合を乗じて得た額とする。

5 第1項に規定する者の受ける退職手当の額その他退職手当の支給に関し必要な事項は、別に条例で定める。

(病院事業管理者の給与)

第3条 病院事業の管理者の受ける給与については、一般職給与条例第3条第1項第1号に規定する行政職給料表の9級の職務にある者の例により知事が定める。

2 前項の規定にかかわらず、病院事業の管理者の受ける退職手当の額その他退職手当の支給に関し必要な事項は、別に条例で定める。

(その他の知事等の給与)

第4条 前2条に規定する者を除くほか、別表第1に掲げる者の受ける給与は報酬とし、その額は、同表に掲げるところによる。

2 知事等（前2条及び前項に規定する者を除く。）の受ける給与は、報酬（その他の名称で、これに類する給与を含む。）とし、その額は、前項に規定する者との権衡を考慮し、予算の範囲内で知事が別に定める。この場合において、勤務の態様により特別の事情のあるものについては、月額又は年額とすることができる。

(知事による検討)

第5条 知事が知事等の給料、報酬及び手当の額その他の給与に関する制度（以下「給与制度」という。）の改正の必要性について検討するときは、有識者による会議を開催し、その意見を聴くものとする。

2 前項の有識者による会議は、学識経験者又は県民のうち知事の指名に応じた者10人以内で構成する。

3 知事は、有識者による会議において聴いた意見の要点を適切な方法により公表するものとする。

4 前3項の規定による給与制度の改正の必要性の検討は、少なくとも2年ごとに行うものとする。

(給与の支給)

第6条 専門委員、附属機関の委員その他の構成員、選挙長、選挙分会長、審査分会長、選挙立会人、審査分会

立会人及びその他の知事等の給与の支給に関しては、知事が別に定める。

2 第2条第5項、第3条第2項及び前項に定めるもののほか、知事等の給与の支給に関しては、一般職の職員の例による。

(旅費)

第7条 知事等が公務のため旅行をするときは、旅費を支給する。

2 知事等に支給する旅費の額は、別表第2に定めるもののほか、職員の旅費等に関する条例(昭和45年鳥取県条例第48号)第1条に規定する職員(次項において「一般職の職員」という。)の例による額とする。

3 前項に定めるもののほか、知事等の旅費の支給に関しては、一般職の職員の例による。

(費用弁償)

第8条 旅費のほか、知事等が職務を行うために要した費用は、弁償するものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(特別職の職員の旅費等に関する条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 特別職の職員の旅費等に関する条例(昭和27年鳥取県条例第41号)

(2) 特別職の職員の給与に関する条例及び特別職の職員の旅費等に関する条例の一部を改正する条例(平成17年鳥取県条例第97号)

(経過措置)

3 第2条及び第4条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日から引き続き第1条に規定する知事等である者については、施行日の属する月の翌月の初日以降の給与について適用し、同日前の給与については、なお従前の例による。

4 第7条の規定は、施行日以後に出発する旅行から適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(知事等の退職手当に関する条例の一部改正)

5 知事等の退職手当に関する条例(昭和37年鳥取県条例第50号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号(以下この項において「削除項等」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(削除項等を除く。以下この項において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この項において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 <u>知事等の退職手当の支給は、当該知事等の任期ごとに行う。</u></p> <p>3及び4 略</p>	<p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 <u>知事等が任期満了による退職後に当該退職に伴う選挙又は選任により再び当該知事等の職に就いたときは、前項の規定にかかわらず、当該退職に伴う退職手当は支給しない。</u></p> <p>3及び4 略</p>

<p>(知事等の退職手当)</p> <p>第3条 知事等が退職した場合の退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額に、知事等としての勤続期間に応じ、<u>1月につき100分の30(常勤の監査委員にあっては100分の20)</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の規定による在職期間の計算は、知事等となった日から退職した日までの月数による。<u>この場合において、1月に満たない端数を生じたときは、1月とする。</u></p>	<p>(知事等の退職手当)</p> <p>第3条 知事等が退職した場合の退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額に、知事等としての勤続期間に応じ、<u>次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。</u></p> <p>(1) 知事 1月につき100分の70</p> <p>(2) 副知事 1月につき100分の50</p> <p>(3) 出納長 1月につき100分の35</p> <p>(4) 病院事業の管理者 1月につき100分の35</p> <p>(5) 常勤の監査委員 1月につき100分の20</p> <p>(6) 教育長 1月につき100分の35</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の規定による在職期間の計算は、知事等となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。</p> <p>4 <u>知事等で第2条第2項の規定により退職手当の支給を受けることなく知事等となった者に係る前3項の規定の適用については、第1項の規定にかかわらず、前の知事等としての引き続いた在職期間は、後の知事等としての引き続いた在職期間に通算する。</u></p>
---	--

(教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

6 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和34年鳥取県条例第42号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この項において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この項において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(給与)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 教育長の給料の額は、月額79万円を超えない範囲内において教育委員会が知事と協議して定める。</p> <p>3 教育長の通勤手当の額は、職員の給与に関する条例(昭和25年鳥取県条例第3号。以下「一般職給与条例」という。)第3条第1項各号に掲げる<u>給料表の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)</u>の例による額とする。</p> <p>4 略</p>	<p>(給与)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 教育長の給料の額は、月額82万1,000円を超えない範囲内において教育委員会が知事と協議して定める。</p> <p>3 教育長の通勤手当の額は、職員の給与に関する条例(昭和25年鳥取県条例第3号。以下「一般職給与条例」という。)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例による額とする。</p> <p>4 略</p>



<p>(勤務時間、休日及び休暇) 第3条 教育長の勤務時間、休日及び休暇については、<u>常勤の監査委員の例による。</u></p> <p>(旅費) 第4条 教育長に支給する旅費については、<u>鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例(平成19年鳥取県条例第38号)</u>の規定を準用し、その額は教育委員会の委員の例による。</p>	<p>(勤務時間、休日及び休暇) 第3条 教育長の勤務時間、休日及び休暇については、<u>職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年12月鳥取県条例第35号)</u>の規定を準用する。</p> <p>(旅費) 第4条 教育長に支給する旅費については、<u>特別職の職員の旅費等に関する条例(昭和27年鳥取県条例第41号)</u>の規定を準用し、その額は教育委員会の委員の例による。</p>
--	---

(鳥取県人権侵害救済推進及び手続に関する条例等の停止に関する条例の一部改正)

7 鳥取県人権侵害救済推進及び手続に関する条例等の停止に関する条例(平成18年鳥取県条例第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この項において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>鳥取県人権侵害救済推進及び手続に関する条例(平成17年鳥取県条例第94号)及び鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例(平成19年鳥取県条例第38号)附則第8項及び第9項の規定は、県内で発生している人権侵害の事実等の調査確認、適切な人権救済の方法の検討等による内容の見直しに伴う改正その他の所要の措置を講ずる必要があるため、別に条例で定める日までの間、その施行を停止する。</p>	<p>鳥取県人権侵害救済推進及び手続に関する条例(平成17年鳥取県条例第94号)及び特別職の職員の給与に関する条例及び特別職の職員の旅費等に関する条例の一部を改正する条例(平成17年鳥取県条例第97号)は、県内で発生している人権侵害の事実等の調査確認、適切な人権救済の方法の検討等による内容の見直しに伴う改正その他の所要の措置を講じる必要があるため、別に条例で定める日までの間、その施行を停止する。</p>

(鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部改正)

8 鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例(平成19年鳥取県条例第38号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後		改 正 前	
別表第1(第2条、第4条関係)		別表第1(第2条、第4条関係)	
区 分	報酬又は給料の額	区 分	報酬又は給料の額
略		略	
附属機関(鳥取県人権侵害救済)	1日につき 10,200円以内	附属機関(鳥取県男女共同参画)	1日につき 10,200円以内

推進委員会及び 鳥取県男女共同 参画推進員を除 く。)の委員そ 他の構成員			
鳥取県 人権侵 害救済 推進委 員会の 委員	委員長	月額 204,000円	ただし、鳥取県 人権侵害救済推 進及び手続に関 する条例(平成 17年鳥取県条例 第94号)第16条 第1項若しくは 第18条第1項か ら第3項までに 規定する相談若 しくは調査を行 い、又は同条例 第21条各号に掲 げる措置を講じ ることを鳥取県 人権侵害救済推 進委員会から命 ぜられた者にあ っては、当該月 額に当該相談若 しくは調査を行 い、又は当該措 置を講じた日1 日につき10,200 円を加算した額
	委員	月額 167,000円	
略			

推進員を除く。)の委員その他の構成員	
略	

別表第2(第7条関係)

区 分	鉄 道 賃	船 賃	日 当 (1日 につ き)	宿泊料 (1夜に つき)			食卓料 (1夜に つき)
				甲 地 方	乙 地 方	丙 地 方	

別表第2(第7条関係)

区 分	鉄 道 賃	船 賃	日 当 (1日 につ き)	宿泊料 (1夜に つき)			食卓料(1 夜につき)
				甲 地 方	乙 地 方	丙 地 方	

略		略	
略	略	略	略
病院事業 の管理者		病院事業 の管理者	
<u>鳥取県人 権侵害救 済推進委 員会の委 員</u>			
略	略	略	略
附属機関 ( <u>鳥取県 人権侵害 救済推進 委員会の 委員を除 く。</u> )の 委員そ 他の構 成員		附属機関 の委員そ 他の構 成員	
略		略	
備考 略		備考 略	

(鳥取県知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部改正)

9 鳥取県知事等及び職員の給与の特例に関する条例(平成17年鳥取県条例第44号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>(委員会の委員等の報酬の額の特例)</p> <p>第5条 特例期間における知事等給与条例別表第1の左欄に掲げる者(知事等、常勤の監査委員、専門委員、附属機関(<u>鳥取県人権侵害救済推進委員会及び鳥取県男女共同参画推進員を除く。</u>)の委員その他の構成員、選挙長、選挙分会長及び選挙立会人並びに審査分会長及び審査分会立会人を除く。)の報酬の額は、知事等給与条例第4条第1</p>	<p>(委員会の委員等の報酬の額の特例)</p> <p>第5条 特例期間における知事等給与条例別表第1の左欄に掲げる者(知事等、常勤の監査委員、専門委員、附属機関(鳥取県男女共同参画推進員を除く。)の委員その他の構成員、選挙長、選挙分会長及び選挙立会人並びに審査分会長及び審査分会立会人を除く。)の報酬の額は、知事等給与条例第4条第1項の規定にかかわらず、同表の右欄</p>

項の規定にかかわらず、同表の右欄に定める額から当該額に100分の3を乗じて得た額とする。	に定める額から当該額に100分の3を乗じて得た額を減じた額とする。
--	-----------------------------------

(引き続き知事等である者の退職手当の特例)

10 施行日の前日から引き続き附則第5項の規定による改正前の知事等の退職手当に関する条例(以下この項において「旧条例」という。)第2条に掲げる職員である者が施行日後に退職した場合に支給する退職手当の額は、次に掲げる額の合計額(退職した日が施行日の属する月である場合には、第1号に掲げる額)とする。

(1) 施行日の属する月までの在職期間について、附則第5項の規定による改正後の知事等の退職手当に関する条例(以下この項において「新条例」という。)第3条第3項の規定により算出した月数に応じ、施行日におけるその者の給料月額に、旧条例第3条第1項の規定による支給割合を乗じて得た額

(2) その者が退職した日までの在職期間について新条例第3条第3項の規定により算出した月数から前号に掲げる月数を控除した月数に応じ、退職した日における給料月額に、同条第1項の規定による支給割合を乗じて得た額

別表第1(第2条、第4条関係)

区 分	報酬又は給料の額
知 事	月額 1,446,000円
副 知 事	月額 1,020,000円
出 納 長	月額 790,000円
教育委員会の委員	委 員 長 月額 204,000円
	委員(教育長である者を除く。) 月額 167,000円
選挙管理委員会の委員	委 員 長 月額 153,000円
	委 員 月額 122,000円
監 査 委 員	常 勤 の 監 査 委 員 月額586,000円を超えない範囲内において知事が定める額
	非常勤 の監査 委員 議会の議員のうちから選任された監査委員 月額 95,000円
	識見を有する者のうちから選任された監査委員 月額 244,000円
人事委員会の委員	委 員 長 月額 204,000円
	委 員 月額 167,000円
労働委員会の委員	会 長 月額 204,000円
	公 益 委 員 月額 167,000円
	使用者委員及び労働者委員 月額 144,000円
収用委員会の委員	会 長 月額 106,000円
	委 員 月額 86,000円

海区漁業調整委員会の委員	会 長	月額	54,000円
	委 員	月額	47,000円
内水面漁場管理委員会の委員	会 長	月額	47,000円
	委 員	月額	42,000円
公安委員会の委員	委 員 長	月額	204,000円
	委 員	月額	167,000円
専 門 委 員		1日につき	16,000円以内
附属機関（鳥取県男女共同参画推進員を除く。）の委員 その他の構成員		1日につき	10,200円以内
鳥 取 県 男 女 共 同 参 画 推 進 員		月額	122,000円
選 挙 長、選 挙 分 会 長 及 び 選 挙 立 会 人		国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和25年法律第179号）第14条第1項に定める額	
審 査 分 会 長 及 び 審 査 分 会 立 会 人		最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第18条第2項の規定に基づき中央選挙管理会が定める額	

別表第2（第7条関係）

区 分	鉄道賃	船 賃	日 当 (1日 につ き)	宿 泊 料 (1夜につき)			食卓料 (1夜 につ き)
				甲地方	乙地方	丙地方	
知 事	旅客運賃及び急行料金、特別車両料金並びに座席指定料金	旅客運賃（旅客運賃の等級を3階級に区分する船舶（以下「3階級区分船舶」という。）又は旅客運賃の等級を2階級に区分する船舶（以下「2階級区分船舶」という。）による旅行の場合には、上級の旅客運賃）、寝台料金、特別船室料金及び座席指定料金	円	円	円	円	円
副 知 事			3,000	14,800	13,300	11,700	3,000
出 納 長							
教育委員会の委員	旅客運賃及び急行料金、特別車両料金（知事が別に定める旅行に	旅客運賃（3階級区分船舶による旅行の場合には中級の旅客運賃、2階級区分船舶による旅行の場合には下級の旅客運賃。	円	円	円	円	円
選挙管理委員会の委員			2,600	13,100	11,800	10,200	2,600

監 査 委 員	係る場合に限る。)並びに座席指定料金	ただし、知事が別に定める旅行の場合には、いずれも上級の旅客運賃)寝台料金、特別船室料金(知事が別に定める旅行に係る場合に限る。)及び座席指定料金					
人事委員会の委員							
労働委員会の委員							
労働委員会の あつせん員							
収用委員会の委員							
海区漁業調整 委員会の委員							
内水面漁場管理 委員会の委員							
公安委員会の委員							
病院事業の管理者							
専 門 委 員	旅客運賃及び急行料金、特別車両料金(知事が別に定める旅行に係る場合に限る。)並びに座席指定料金	旅客運賃(3階級区分船舶による旅行の場合には中級の旅客運賃、2階級区分船舶による旅行の場合には下級の旅客運賃。ただし、知事が別に定める旅行の場合には、いずれも上級の旅客運賃)寝台料金、特別船室料金(知事が別に定める旅行に係る場合に限る。)及び座席指定料金	円	円	円	円	円
附属機関の委員 その他の構成員			2,200	10,900	9,800	8,200	2,200
選 挙 長							
選 挙 分 会 長							
審 査 分 会 長							
選 挙 立 会 人							
審 査 分 会 立 会 人							
その他の特別職 の職員							

備考 宿泊料の欄中甲地方とは、東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市及び神戸市のうち国家公務員等の旅費支給規程(昭和25年大蔵省令第45号)第14条で定める地域並びにこれらに準ずる地域で同令第15条で定めるものをいい、丙地方とは、鳥取県の区域を範囲とする地域をいい、乙地方とは、甲地方及び丙地方以外の地域をいう。この場合において、固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。

平成19年3月に支給する知事及び副知事の給料の特例に関する条例をここに公布する。

平成19年3月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 鳥取県条例第39号

平成19年3月に支給する知事及び副知事の給料の特例に関する条例

平成19年3月に支給する知事及び副知事の給料月額は、特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年鳥取県条例第57号）第3条第2項及び鳥取県知事等及び職員の給与の特例に関する条例（平成17年鳥取県条例第44号）第2条第1項の規定にかかわらず、同項本文に規定する給料月額から当該額の10分の1に相当する額を減じた額とする。ただし、退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、特別職の職員の給与に関する条例第3条第2項に規定する額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県条例第40号**

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項(以下この条において「移動条項」という。)に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項(以下この条において「移動後条項」という。)が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動後条項に対応する移動条項が存在しない場合には、当該移動後条項(以下この条において「追加条項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び追加条項を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第6項、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第13条第1項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第42条の規定に基づき、地方公務員法第3条第2項に規定する<u>一般職に属する職員</u>(企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年鳥取県条例第39号)第1条及び病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成7年鳥取県条例第3号)第1条に規定する企業職員並びに現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和32年鳥取県条例第37号)第1条第2項に規定する現業職員を除く。)及び市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する職員(以下「職員」という。)の<u>給与に関する事項を定めるもの</u>とする。</p>	<p>(この条例の目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第6項、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第13条第1項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第42条の規定に基づき、地方公務員法第3条第2項に規定する職員(企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年鳥取県条例第39号)第1条及び病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成7年鳥取県条例第3号)第1条に規定する企業職員並びに現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和32年鳥取県条例第37号)第1条第2項に規定する現業職員を除く。)及び市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する職員(以下「職員」という。)の<u>給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、へき地手当(これに準ずる手当を含む。)、定時制通信教育手当、特地勤務手当(これに準ずる手当を含む。)、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当を含む。以下同じ。)、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、</u></p>



(給与の種類)

第1条の2 この条例による給与は、常時勤務に服することを要する職員及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」という。)にあっては、給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、へき地手当(これに準ずる手当を含む。)、定時制通信教育手当、特地勤務手当(これに準ずる手当を含む。)、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当を含む。以下同じ。)、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当及び退職手当とし、常時勤務に服することを要しない職員(短時間勤務職員を除く。以下「非常勤職員」という。)にあっては、報酬とする。

(給料)

第2条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対し支給する。

## 2 略

(昇給等の基準)

第4条 略

2～4 略

5 職員(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項又は任期付職員の採用等に関する条例(平成14年鳥取県条例第67号)第3条若しくは第4条の規定により任期を定めて採用された職員を除く。次項から第10項までにおいて同じ。)の昇給は、毎年4月1日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、

期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当及び退職手当に関する事項を定めることを目的とする。

(給料)

第2条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、へき地手当(これに準ずる手当を含む。)、定時制通信教育手当、特地勤務手当(これに準ずる手当を含む。)、災害派遣手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当及び退職手当を除いたものとする。

## 2 略

(昇給等の基準)

第4条 略

2～4 略

5 職員(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項又は任期付職員の採用等に関する条例(平成14年鳥取県条例第67号)第3条若しくは第4条の規定により任期を定めて採用された職員を除く。次項から第10項までにおいて同じ。)の昇給は、人事委員会規則で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成

行うものとする。ただし、人事委員会規則で定める場合にあっては、人事委員会規則で定める日に昇給させることができる。

6～11 略

第4条の2 短時間勤務職員の給料月額は、前条第2項から第4項まで及び第11項の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第35号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第2項若しくは第3項又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第36号。以下「県費負担教職員勤務時間条例」という。）第2条第2項若しくは第3項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間条例第2条第1項又は県費負担教職員勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（通勤手当）

第10条 略

2及び3 略

4 第1項第1号又は第3号に掲げる職員で人事委員会規則で定めるもののうち、通勤のため、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等での利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。）を負担することを常例とするものには、前2項の規定による額のほか、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を通勤手当として支給する。

（1）通勤のため特別急行列車でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下この号及び第6項第2号において同じ。）を負担することを常例とする職員 人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等

績に応じて、行うものとする。

6～11 略

第4条の2 地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前条の規定にかかわらず、同条の規定による給料月額に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第35号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第2項若しくは第3項又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第36号。以下「県費負担教職員勤務時間条例」という。）第2条第2項若しくは第3項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間条例第2条第1項又は県費負担教職員勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（通勤手当）

第10条 略

2及び3 略

4 第1項第1号又は第3号に掲げる職員で人事委員会規則で定めるもののうち、通勤のため、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等での利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。）を負担することを常例とするものには、前2項の規定による額のほか、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を通勤手当として支給する。

（1）通勤のため特別急行列車でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下この号において同じ。）を負担することを常例とする職員 人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に

<p>の額の2分の1に相当する額</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>5 略</p> <p>6 <u>第1項第2号又は第3号に掲げる職員(短時間勤務職員のうち第2項第2号の人事委員会規則で定める職員を除く。)のうち、通勤のため自動車等(原動機を用いるものに限る。以下この項において同じ。)を使用することを常例とする区間の全部又は一部において、任命権者が特に必要と認める日(以下この項において「特定日」という。)に、通勤のため交通機関等を利用して運賃等を負担するものの自動車等に係る通勤手当の額は、第2項の規定にかかわらず、同項に定める額に第1号に掲げる額を加えた額(当該額が0円を下回る場合は、当該額の絶対値に相当する額を差し引いた額)に第2号に掲げる額を加え、第3号に掲げる額を減じて得た額とする。</u></p> <p>(1) <u>その者が常例として使用する自動車等の使用距離について第2項第2号に定める額又は当該額及び常例として利用しその運賃等を負担する交通機関等に係る1月当たりの運賃等相当額の合計額(以下この項において「第2項常例額」という。)からアに掲げる額を控除した額にイに掲げる額を加えて得た額(当該得た額に1円未満の端数がある場合にあってはその端数を切り捨てた額とし、当該得た額が5万5,000円を超える場合にあっては5万5,000円とする。)から第2項常例額を差し引いて得た額</u></p> <p><u>ア 第2項常例額(交通機関等が発行する通勤用定期乗車券及びそれに類するものに係るものを除く。)を7で除して得た額</u></p> <p><u>イ その者が特定日において通勤のため利用してその運賃等を負担する交通機関等について人事委員会規則で定めるところにより算出した1月の通勤に要する運賃等の額に相当する額又は当該額及びその者が特定日において通勤のため使用する自動車等の使用距離について第2項第2号に定める額の合計額を7で除して得た額</u></p> <p>(2) <u>その者が特定日における通勤のため利用しその利用に係る特別料金等を負担する特別急行列車(その者が常例として利用するものを除く。)について人事委員会規則で定めるところにより算出した1月の通勤に要する特別料金等の額の14分の1に相当する額(その額に1円未満の端</u></p>	<p>相当する額</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>5 略</p>
--	---

<p><u>数があるときは、これを切り捨てた額)</u></p> <p>(3) <u>その者が常例として通勤のため利用しその高速自動車国道等特別料金等を負担する高速自動車国道等(その者が特定日において利用するものを除く。)</u>に係る1月当たりの特別料金等2分の1相当額(当該額が2万円を超えるときは、2万円)の7分の1に相当する額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)</p> <p><u>7</u> 略</p> <p><u>8</u> 略</p> <p><u>9</u> 略</p> <p>(給与からの控除)</p> <p>第16条の13 職員の給与の支給に際しては、その給与から次に掲げるものの額に相当する額を控除することができる。</p> <p>(1)~(4) 略</p> <p>(5) <u>地方職員共済組合鳥取県支部、公立学校共済組合鳥取支部、財団法人鳥取県教育関係職員互助会、財団法人鳥取県警察職員互助会、鳥取県職員労働組合、鳥取県教職員組合、鳥取県高等学校教職員組合、財団法人日本教育公務員弘済会鳥取支部及び警察職員生活協同組合鳥取県支部</u>が取り扱う保険の保険料及び共済掛金</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) <u>地方公務員法第52条の規定に基づき職員によって組織された職員団体の組合費</u></p> <p>(8) 略</p> <p>(臨時的任用職員及び非常勤職員の給与)</p> <p>第17条 <u>臨時的に任用する職員及び非常勤職員</u>については、任命権者は、この条例の規定にかかわらず、他の職員との権衡を考慮し予算の範囲内で給与を支給する。</p>	<p><u>6</u> 略</p> <p><u>7</u> 略</p> <p><u>8</u> 略</p> <p>(給与からの控除)</p> <p>第16条の13 職員の給与の支給に際しては、その給与から次に掲げるものの額に相当する額を控除することができる。</p> <p>(1)~(4) 略</p> <p>(5) <u>地方職員共済組合鳥取県支部、財団法人鳥取県教育関係職員互助会、財団法人鳥取県警察職員互助会、鳥取県職員労働組合、鳥取県教職員組合、鳥取県高等学校教職員組合、財団法人日本教育公務員弘済会鳥取支部及び警察職員生活協同組合鳥取県支部</u>が取り扱う保険の保険料及び共済掛金</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) <u>鳥取県職員労働組合、鳥取県現業公企職員労働組合、鳥取県教職員組合及び鳥取県高等学校教職員組合</u>の組合費</p> <p>(8) 略</p> <p>(賃金等で雇用する職員の給与)</p> <p>第17条 <u>賃金等で雇用する職員</u>については、任命権者は、この条例の規定にかかわらず、他の職員との権衡を考慮し予算の範囲内で給与を支給する。</p>
---	--

(現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和32年鳥取県条例第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 職員の給与の種類は、<u>常時勤務に服することを要する職員及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」という。)</u>にあつては、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当(これに準ずる手当を含む。)、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とし、<u>常時勤務に服することを要しない職員(短時間勤務職員を除く。以下「非常勤職員」という。)</u>にあつては、報酬とする。</p> <p>(給料)</p> <p>第3条 給料は、<u>正規の勤務時間による勤務に対し支給する。</u></p> <p>2 略</p> <p>(臨時的任用職員及び非常勤職員の給与)</p> <p>第18条 <u>臨時的に任用する職員及び非常勤職員</u>については、任命権者は、この条例の規定にかかわらず他の職員との権衡を考慮し予算の範囲内で給与を支給する。</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 職員の給与の種類は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当(これに準ずる手当を含む。)、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。</p> <p>(給料)</p> <p>第3条 給料は、<u>正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当(これに準ずる手当を含む。)、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当を含まないものとする。</u></p> <p>2 略</p> <p>(賃金等で雇用する職員の給与)</p> <p>第18条 <u>賃金等で雇用する職員</u>については、任命権者は、この条例の規定にかかわらず他の職員との権衡を考慮し予算の範囲内で給与を支給する。</p>

(企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年鳥取県条例第39号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 職員の給与の種類は、<u>常時勤務に服するこ</u></p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 職員の給与の種類は、給料及び手当とする。</p>

<p><u>とを要する職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）にあっては、給料及び手当とし、常時勤務に服することを要しない職員（短時間勤務職員を除く。以下「非常勤職員」という。）にあっては、報酬とする。</u></p> <p>2 給料は、正規の勤務時間による勤務に対し支給する。</p> <p>3 略</p> <p>（期末手当）</p> <p>第13条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、職員の在職期間に応じて支給する。基準日前1月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（企業管理規程で定める職員を除く。）についても同様とする。</p> <p>（臨時的任用職員及び非常勤職員の給与）</p> <p>第19条 臨時的に任用する職員及び非常勤職員に対しては、この条例の規定にかかわらず、他の職員との権衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給する。</p>	<p>2 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、手当を除いたものとする。</p> <p>3 略</p> <p>（期末手当）</p> <p>第13条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、職員の在職期間に応じて支給する。基準日前1月以内に退職し、若しくは地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（企業管理規程で定める職員を除く。）についても同様とする。</p> <p>（賃金等で雇用する職員の給与）</p> <p>第19条 賃金等で雇用する職員に対しては、この条例の規定にかかわらず、他の職員との権衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給する。</p>
---	---

（病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第4条 病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成7年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（給与の種類）</p> <p>第2条 職員の給与の種類は、<u>常時勤務に服することを要する職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）にあっては、給料及び手当とし、常時勤務</u></p>	<p>（給与の種類）</p> <p>第2条 職員の給与の種類は、給料及び手当とする。</p>

<p><u>に服することを要しない職員（短時間勤務職員を除く。以下「非常勤職員」という。）にあっては、報酬とする。</u></p> <p>2 給料は、正規の勤務時間による勤務に<u>対し支給する。</u></p> <p>3 略</p> <p>（期末手当）</p> <p>第19条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、その者の在職期間に応じて支給する。基準日前1月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（企業管理規程で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>（<u>臨時的任用職員及び非常勤職員の給与</u>）</p> <p>第26条 <u>臨時的に任用する職員及び非常勤職員</u>に対しては、この条例の規定にかかわらず、他の職員との権衡を考慮し予算の範囲内で給与を支給する。</p>	<p>2 給料は、正規の勤務時間による勤務に<u>対する報酬であって、手当を除いたものとする。</u></p> <p>3 略</p> <p>（期末手当）</p> <p>第19条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、その者の在職期間に応じて支給する。基準日前1月以内に退職し、若しくは地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（企業管理規程で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>（<u>賃金等で雇用する職員の給与</u>）</p> <p>第26条 <u>賃金等で雇用する職員</u>に対しては、この条例の規定にかかわらず、他の職員との権衡を考慮し予算の範囲内で給与を支給する。</p>
--	--

（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第5条 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年鳥取県条例第83号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には、当該移動項（以下この条において「削除項」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除項を除く。）を削る。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、<u>第2条及び第10条の規定は、平成19年4月1日から施行する。</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、<u>第2条、第10条及び次項の規定は、平成19年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>（平成23年3月31日までの間における管理職手当の経過措置）</u></p> <p><u>2 第2条の規定の施行の際現に職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年鳥取県</u></p>

<p>(この条例の施行に関し必要な事項)</p> <p>2 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。</p>	<p><u>条例第43号)附則第7条の規定による給料を支給される職員のうちその者の受ける給料月額と当該給料の額との合計額が当該者の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超えるものに対する第2条の規定による改正後の職員の給与に関する条例(以下「新条例」という。)第7条の第2項の規定の適用については、平成19年4月1日から平成23年3月31日までの間、同項の規定中「職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額」とあるのは「職員の給料月額と職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成18年鳥取県条例第43号)附則第7条の規定による給料の額との合計額」とする。</u></p> <p>(この条例の施行に関し必要な事項)</p> <p>3 <u>前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。</u></p>
---	--

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(平成19年4月1日における昇給の特例)

2 平成19年4月1日における職員の昇給に係る改正後の職員の給与に関する条例第4条第5項の規定の適用については、同項の規定中「同日前1年間」とあるのは「平成19年1月1日から同年3月31日までの期間」とする。この場合において、職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同条第6項及び第7項の規定にかかわらず、同条第5項の期間の全部を良好な成績で勤務した場合における昇給の号給数を1号給とすることを標準として人事委員会規則で定める基準に従い、決定するものとする。

(人事委員会への委任)

3 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。



職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 鳥取県条例第41号

#### 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和27年鳥取県条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「削除号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（放射線取扱手当）</p> <p>第6条 放射線取扱手当は、次に掲げる場合（月の初日から末日までの間に外部放射線を被ばくし、その実効線量が100マイクロシーベルト以上であったことが人事委員会が定める測定方法により認められた場合に限る。）に支給する。</p> <p>（1）及び（2） 略</p> <p>2 略</p>	<p>（放射線取扱手当）</p> <p>第6条 放射線取扱手当は、次に掲げる場合（月の初日から末日までの間に外部放射線を被曝し、その実効線量が100マイクロシーベルト以上であったことが人事委員会が定める測定方法により認められた場合に限る。）に支給する。</p> <p>（1）及び（2） 略</p> <p><u>（3） 産業技術センターに勤務する職員がエックス線その他の放射線を金属に対して照射する作業に従事したとき。</u></p> <p>2 略</p>
<p>（爆発物検査手当）</p> <p>第14条 爆発物検査手当は、職員が大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において次に掲げる業務に従事したときに支給する。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） <u>高圧ガス保安法</u>（昭和26年法律第204号）の規定に基づく立入検査の業務</p> <p>（3） 略</p> <p>2 略</p>	<p>（爆発物検査手当）</p> <p>第14条 爆発物検査手当は、職員が大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において次に掲げる業務に従事したときに支給する。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） <u>高圧ガス取締法</u>（昭和26年法律第204号）の規定に基づく立入検査の業務</p> <p>（3） 略</p> <p>2 略</p>
<p>（教員特殊業務手当）</p> <p>第23条 教員特殊業務手当は、公立学校に勤務する教諭、養護教諭、<u>栄養教諭</u>、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舎指導員（給与条例別表第3のア教育職給料表（1）又はイ教育職給料表（2）の適用を受ける職員に限る。以下この項において「教諭等」という。）が次に掲げる業務に従事した場合に</p>	<p>（教員特殊業務手当）</p> <p>第23条 教員特殊業務手当は、公立学校に勤務する教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舎指導員（給与条例別表第3のア教育職給料表（1）又はイ教育職給料表（2）の適用を受ける職員に限る。以下この項において「教諭等」という。）が次に掲げる業務に従事した場合において、その業</p>

<p>において、その業務が心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める程度に及ぶときに支給する。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>前項第2号から第4号まで及び第6号の業務次に掲げる業務に従事した時間(人事委員会規則で定める時間に限る。)</u> 区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 1時間以上2時間未満 <u>1時間につき600円</u></p> <p>イ 2時間以上3時間未満 <u>1時間につき1,200円</u></p> <p>ウ 3時間以上4時間未満 <u>1時間につき1,800円</u></p> <p>エ 4時間以上5時間未満 <u>1時間につき2,400円</u></p> <p>オ 5時間以上6時間未満 <u>1時間につき3,000円</u></p> <p>カ 6時間以上 <u>1時間につき3,600円</u></p> <p>(4)及び(5) 略</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、被害が特に甚大な非常災害(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置される災害をいう。)の際に、心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める業務に従事した場合における第1項第1号アの<u>業務に係る同項の手当の額は、前項第1号に定める額に3,200円を加算した額とする。</u></p> <p>(災害応急作業等手当)</p> <p>第24条 略</p> <p>2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる作業又は業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 前項第3号ウの業務 職員が業務に従事した時間 <u>1時間につき600円</u></p> <p>3 略</p>	<p>務が心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める程度に及ぶときに支給する。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>前項第2号から第4号まで及び第6号の業務に従事した時間(人事委員会規則で定める時間に限る。)</u> 1時間につき、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 1時間以上2時間未満 600円</p> <p>イ 2時間以上3時間未満 1,200円</p> <p>ウ 3時間以上4時間未満 1,800円</p> <p>エ 4時間以上5時間未満 2,400円</p> <p>オ 5時間以上6時間未満 3,000円</p> <p>カ 6時間以上 3,600円</p> <p>(4)及び(5) 略</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、被害が特に甚大な非常災害(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置される災害をいう。)の際に、心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める業務に従事した場合における第1項第1号アの手当の額は、前項第1号に定める額に3,200円を加算した額とする。</p> <p>(災害応急作業等手当)</p> <p>第24条 略</p> <p>2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる作業又は業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 前項第3号ウの業務 職員が業務に従事した時間 <u>1時間につき300円</u></p> <p>3 略</p>
---	--

## 附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県条例第42号**

職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の旅費に関する条例の一部改正)

第1条 職員の旅費に関する条例(昭和45年鳥取県条例第48号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号(以下この条において「移動条項等」という。)に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号(以下この条において「移動後条項等」という。)が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等(以下この条において「削除条項等」という。)を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等(以下この条において「追加条項等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条及び項の表示並びに削除条項等を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条及び項の表示並びに追加条項等を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p><u>職員の旅費等に関する条例</u></p>	<p><u>職員の旅費に関する条例</u></p>
<p>目次</p> <p>第1章～第3章 略</p> <p>第4章 雑則(第31条 <u>第34条</u>)</p> <p>附則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第6項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第42条の規定に基づき、公務のために旅行する地方公務員法第3条第2項に規定する一般職(以下この条において「<u>一般職</u>」という。)に属する職員(企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年鳥取県条例第39号)第1条及び病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成7年鳥取県条例第3号)第1条に規定する企業職員並びに現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和32年鳥取県条例第37号)第1条第2項に規定する現業職員並びに常時勤務に服することを要しない職員(地</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第3章 略</p> <p>第4章 雑則(第31条 <u>第33条</u>)</p> <p>附則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第6項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第42条の規定に基づき、公務のために旅行する地方公務員法第3条第2項に規定する一般職に属する職員(企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年12月鳥取県条例第39号)第1条及び病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成7年3月鳥取県条例第3号)第1条に規定する企業職員並びに現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和32年10月鳥取県条例第37号)第1条第2項に規定する現業職員を除く。)及び市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条</p>

方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。以下「非常勤職員」という。）を除く。）及び市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員（以下「職員」という。）に対し支給する旅費並びに非常勤職員（一般職に属するものに限る。）に対して支給する費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

（旅費の支給）

第3条 略

2～4 略

5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下この条において同じ。）が、その出発前に次条第3項の規定による旅行命令等を取り消され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で人事委員会規則で定めるものを旅費として支給することができる。

6 略

（旅行命令等）

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令を発する権限を有する者又は旅行依頼を行う権限を有する者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によって行わなければならない。

（1）及び（2） 略

2 略

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更（取消しを含む。以下同じ。）する必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。

4及び5 略

6 前2項の規定にかかわらず、旅行命令権者は、その職員に、人事委員会規則の定めるところにより、口頭により出張のための内国旅行（鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料又は食卓料を支給しないものに限る。）に係る旅行命令等を発し、又はこれを変更することができる。

に規定する職員（以下「職員」という。）に対し支給する旅費に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（旅費の支給）

第3条 略

2～4 略

5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができた者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下本条において同じ。）が、その出発前に第4条第3項の規定による旅行命令等を取り消され、又は死亡した場合において、当該旅行のためすでに支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で人事委員会規則で定めるものを旅費として支給することができる。

6 略

（旅行命令等）

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令を発する権限を有する者又は旅行依頼を行なう権限を有する者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によって行わなければならない。

（1）及び（2） 略

2 略

3 旅行命令権者は、すでに発した旅行命令等を変更（取消しを含む。以下同じ。）する必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は第5条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。

4及び5 略

6 前2項の規定にかかわらず、旅行命令権者は、その職務の性質上常時出張を必要とする職員であって人事委員会が定めるものに、人事委員会規則の定めるところにより、口頭により出張のための内国旅行（鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料又は食卓料を支給しないものに限る。）に係る旅行命令

7 略

(旅費の種類)

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、旅行雑費及び死亡手当とする。

2～11 略

12 略

13 略

14 略

(車賃)

第17条 車賃の額は、現に支払った旅客運賃による。ただし、人事委員会規則で定める旅行における車賃の額は、1キロメートルにつき25円とする。

(日当)

第18条 略

2 日当は、次に掲げる旅行をした場合に支給する。

(1) 県内以外の地域における旅行で、当該旅行中の夜数(県内の地域におけるものを除く。)が1以上であるもの

(2) 1日の旅行(県内以外の地域における旅行を含むものに限る。)で、用務終了後帰着する時刻が午後9時(人事委員会の定める旅行にあっては、人事委員会の定める時刻)以降となるもの(前号に掲げる旅行を除く。)

(宿泊料)

第19条 宿泊料の額は、次の各号に掲げる宿泊先の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 甲地方(東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市及び神戸市のうち国家公務員等の旅費支給規程(昭和25年大蔵省令第45号)第14条で定める地域並びにこれらに準ずる地域で同令第15条で定めるものをいう。) 1夜につき10,900円

(2) 乙地方(前号及び次号の地域以外の地域をい

等を発し、又はこれを変更することができる。

7 略

(旅費の種類)

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、支度料、旅行雑費及び死亡手当とする。

2～11 略

12 支度料は、本邦から外国への出張について、定額により支給する。

13 略

14 略

15 略

(車賃)

第17条 車賃の額は、現に支払った旅客運賃による。ただし、人事委員会規則で定める旅行にあっては、人事委員会規則で定める1キロメートル当たりの定額により算定した額による。

(日当)

第18条 略

2 日当は、県内以外の地域において旅行中の夜数(県内の地域におけるものを除く。第26条第1項において同じ。)が1以上である旅行をした場合に限り、支給する。

(宿泊料)

第19条 宿泊料の額は、次の各号に掲げる宿泊先の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額による。

(1) 甲地方(東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市及び神戸市のうち国家公務員等の旅費支給規程(昭和25年大蔵省令第45号)第14条で定める地域並びにこれらに準ずる地域で同令第15条で定めるものをいう。次号において同じ。) 1夜につき10,900円

(2) 乙地方(甲地方以外の地域をいう。次項にお

<p>う。次項において同じ。) 1夜につき9,800円  <u>(3) 鳥取県の区域内</u> 1夜につき8,200円                  2及び3 略</p> <p>(県内以外の同一地域内旅行の旅費)                  第26条 県内以外の同一地域内における旅行(第18条第2項各号に掲げるものに限る。)については、鉄道賃、船賃及び車賃は、支給しない。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により特に多額の鉄道賃、船賃又は車賃を要する場合において、その実費額が当該旅行について支給される日当額の2分の1に相当する額を超えるときは、その超える部分の金額に相当する額の鉄道賃、船賃又は車賃を支給する。                  2 略</p> <p><u>(非常勤職員の費用弁償)</u>                  第33条 <u>非常勤職員に支給する費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、旅行雑費及び死亡手当とし、その額は、職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)第3条第1項第1号に規定する行政職給料表の1級の職務にある者に対し支給する旅費の額を基準として人事委員会規則で定める額とする。</u>                  2 <u>前項の費用弁償の支給方法については、職員に対する旅費の支給に関する規定を準用する。</u></p> <p>(人事委員会規則への委任)                  第34条 略</p>	<p>いて同じ。) 1夜につき9,800円                  2及び3 略</p> <p>(県内以外の同一地域内旅行の旅費)                  第26条 県内以外の同一地域内における旅行(旅行中の夜数が1以上のものに限る。)については、鉄道賃、船賃及び車賃は、支給しない。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により特に多額の鉄道賃、船賃又は車賃を要する場合において、その実費額が当該旅行について支給される日当額の2分の1に相当する額を超えるときは、その超える部分の金額に相当する額の鉄道賃、船賃又は車賃を支給する。                  2 略</p> <p>(人事委員会規則への委任)                  第33条 略</p>
--	--

(証人、参考人、鑑定人等の費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 証人、参考人、鑑定人等の費用弁償に関する条例(昭和45年鳥取県条例第47号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>(費用弁償の種類及び額)                  第2条 費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、旅行雑費及び死亡手当とし、その額は、<u>職員の旅費等に関する条例(昭</u></p>	<p>(費用弁償の種類及び額)                  第2条 費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、<u>支度料、旅行雑費及び死亡手当とし、その額は、職員の旅費に関する条</u></p>

<p>和45年鳥取県条例第48号)の規定により職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)第3条第1項第1号に規定する行政職給料表の1級の職務にある者に対し支給する旅費の額を基準として規則で定める額とする。</p> <p>(費用弁償の支給方法)</p> <p>第3条 費用弁償の支給の方法については、<u>職員の旅費等に関する条例</u>の適用を受ける者の例による。</p>	<p>例(昭和45年鳥取県条例第48号)の規定により職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)第3条第1項第1号に規定する行政職給料表の1級の職務にある者に対し支給する旅費の額を基準として規則で定める額とする。</p> <p>(費用弁償の支給方法)</p> <p>第3条 費用弁償の支給の方法については、<u>職員の旅費に関する条例</u>の適用を受ける者の例による。</p>
---	---

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第3条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年鳥取県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>(一般の派遣職員に対する旅費の支給)</p> <p>第7条 一般の派遣職員には、特に必要があると認められるときは、<u>職員の旅費等に関する条例</u>(昭和45年鳥取県条例第48号)に定める赴任の例に準じ旅費を支給することができる。</p>	<p>(一般の派遣職員に対する旅費の支給)</p> <p>第7条 一般の派遣職員には、特に必要があると認められるときは、<u>職員の旅費に関する条例</u>(昭和45年7月鳥取県条例第48号)に定める赴任の例に準じ旅費を支給することができる。</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の職員の旅費等に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に出発する旅行について適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

鳥取県知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 鳥取県条例第43号

鳥取県知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県知事等及び職員の給与の特例に関する条例(平成17年鳥取県条例第44号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(知事、副知事及び出納長の給与の額の特例)</p> <p>第2条 平成17年4月1日から平成20年3月31日までの間(以下「特例期間」という。)における知事、副知事及び出納長(以下「知事等」という。)の給料月額は、<u>鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例(平成19年鳥取県条例第38号。以下「知事等給与条例」という。)</u>第2条第2項の規定にかかわらず、<u>知事等給与条例別表第1の右欄に定める額から当該額に100分の5を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、期末手当又は退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同表の右欄に定める額とする。</u></p> <p>2 特例期間における知事等の期末手当の額は、<u>知事等給与条例第2条第4項の規定にかかわらず、同項に定める額から当該額に100分の5を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。</u></p> <p>(常勤の監査委員の給与の額の特例)</p> <p>第3条 特例期間における常勤の監査委員の給料月額は、<u>知事等給与条例第2条第2項の規定にかかわらず、知事等給与条例別表第1の右欄に定める額から当該額に100分の4を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、期末手当又は退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同表の右欄に定める額とする。</u></p> <p>2 特例期間における常勤の監査委員の期末手当の額は、<u>知事等給与条例第2条第4項の規定にかか</u></p>	<p>(知事、副知事及び出納長の給与の額の特例)</p> <p>第2条 平成17年4月1日から平成20年3月31日までの間(以下「特例期間」という。)における知事、副知事及び出納長(以下「知事等」という。)の給料月額は、<u>特別職の職員の給与に関する条例(昭和27年鳥取県条例第57号。以下「特別職給与条例」という。)</u>第3条第2項の規定にかかわらず、<u>特別職給与条例別表の右欄に定める額から当該額に100分の7を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、期末手当又は退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同表の右欄に定める額とする。</u></p> <p>2 特例期間における知事等の期末手当の額は、<u>特別職給与条例第3条第4項の規定にかかわらず、同項に定める額から当該額に100分の7を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。</u></p> <p>(常勤の監査委員の給与の額の特例)</p> <p>第3条 特例期間における常勤の監査委員の給料月額は、<u>特別職給与条例第3条第2項の規定にかかわらず、特別職給与条例別表の右欄に定める額から当該額に100分の6を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、期末手当又は退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同表の右欄に定める額とする。</u></p> <p>2 特例期間における常勤の監査委員の期末手当の額は、<u>特別職給与条例第3条第4項の規定にかか</u></p>



ならず、同項に定める額から当該額に100分の4を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

（病院事業の管理者の給与の額の特例）

第4条 特例期間における病院事業の管理者の給与（退職手当を除く。以下この項において同じ。）の額は、知事等給与条例第3条の規定にかかわらず、第7条の規定により職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号。以下「職員給与条例」という。）第3条第1項第1号に規定する行政職給料表（以下「行政職給料表」という。）の適用を受ける者のうちその職務の級が9級であるもの（以下「9級職務者」という。）に特例期間において支給することとされる給与の額の例により知事が定める。

2 略

（委員会の委員等の報酬の額の特例）

第5条 特例期間における知事等給与条例別表第1の左欄に掲げる者（知事等、常勤の監査委員、専門委員、附属機関（鳥取県男女共同参画推進員を除く。）の委員その他の構成員、選挙長、選挙分会長及び選挙立会人並びに審査分会長及び審査分会立会人を除く。）の報酬の額は、知事等給与条例第4条第1項の規定にかかわらず、同表の右欄に定める額から当該額に100分の3を乗じて得た額を減じた額とする。

（教育長の給与の額の特例）

第6条 特例期間における教育長の給料月額、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和34年鳥取県条例第42号）第2条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により定められた額から当該額に100分の4を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、期末手当又は退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同項の規定により定められた額とする。

2 特例期間における教育長の期末手当の額は、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例第2条第4項の規定にかかわらず、同項に定める額から当該額に100分の4を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

ならず、同項に定める額から当該額に100分の6を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

（病院事業の管理者の給与の額の特例）

第4条 特例期間における病院事業の管理者の給与（退職手当を除く。以下この項において同じ。）の額は、特別職給与条例第4条の規定にかかわらず、第7条の規定により職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号。以下「職員給与条例」という。）第3条第1項第1号に規定する行政職給料表の適用を受ける者のうちその職務の級が9級であるもの（次項において「9級職務者」という。）に特例期間において支給することとされる給与の額の例により知事が定める。

2 略

（委員会の委員等の報酬の額の特例）

第5条 特例期間における特別職給与条例別表の左欄に掲げる者（議会の議員、知事等、常勤の監査委員、専門委員、附属機関（鳥取県男女共同参画推進員を除く。）の委員その他の構成員、選挙長、選挙分会長及び選挙立会人並びに審査分会長及び審査分会立会人を除く。）の報酬の額は、特別職給与条例第5条第1項の規定にかかわらず、同表の右欄に定める額から当該額に100分の5を乗じて得た額を減じた額とする。

（教育長の給与の額の特例）

第6条 特例期間における教育長の給料月額、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和34年鳥取県条例第42号）第2条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により定められた額から当該額に100分の6を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、期末手当又は退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同項の規定により定められた額とする。

2 特例期間における教育長の期末手当の額は、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例第2条第4項の規定にかかわらず、同項に定める額から当該額に100分の6を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

## ( 職員の給与の額の特例 )

第7条 特例期間における職員給与条例第3条第1項各号に掲げる給料表のいずれかの適用を受ける職員（職員給与条例第1条の2に規定する短時間勤務職員を含む。以下「給料表適用職員」という。）の給料月額（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年鳥取県条例第43号）附則第7条（以下「改正附則第7条」という。）の規定により支給される給料の額を含む。以下同じ。）は、職員給与条例第3条第1項、第4条第11項及び第4条の2並びに改正附則第7条の規定にかかわらず、これらの規定に定める額（次項において「給料基礎額」という。）から当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合（以下「特定割合」という。）を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

- (1) 9級職務者及び行政職給料表以外の給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの 100分の4
- (2) 別表の左欄に掲げる給料表の適用を受ける職員のうち、それぞれ同表の右欄に定める者に該当するもの 100分の2
- (3) 前2号に掲げる職員以外の職員 100分の3

2～6 略

## ( 任期付研究員の給与の額の特例 )

第8条 特例期間における任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年鳥取県条例第4号。以下「任期付研究員条例」という。）第4条の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付研究員」という。）の給料月額は、任期付研究員条例第6条第1項、第2項及び第4項並びに改正附則第7条の規定にかかわらず、これらの規定に定める額から当該額に100分の3を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、前条第2項第1号又は第2号に掲げる額の算出の基礎となる給料月額は、これらの規定に定める額とする。

2 特例期間における任期付研究員の任期付研究員業績手当の額は、任期付研究員条例第6条第5項の規定にかかわらず、同項に定める額から当該額に100分の3を乗じて得た額を減じた額とする。

3 特例期間における任期付研究員の地域手当の額

## ( 職員の給与の額の特例 )

第7条 特例期間における職員給与条例第3条第1項各号に掲げる給料表のいずれかの適用を受ける職員（職員給与条例第4条の2に規定する短時間勤務職員を含む。以下「給料表適用職員」という。）の給料月額（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年鳥取県条例第43号）附則第7条（以下「改正附則第7条」という。）の規定により支給される給料の額を含む。以下同じ。）は、職員給与条例第3条第1項、第4条第11項及び第4条の2並びに改正附則第7条の規定にかかわらず、これらの規定に定める額（次項において「給料基礎額」という。）から当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合（以下「特定割合」という。）を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

- (1) 管理職手当の支給を受ける職員のうちその支給割合が最も高いもの 100分の5
- (2) 別表の左欄に掲げる給料表の適用を受ける職員のうち、それぞれ同表の右欄に定める者に該当するもの 100分の3
- (3) 前2号に掲げる職員以外の職員 100分の4

2～6 略

## ( 任期付研究員の給与の額の特例 )

第8条 特例期間における任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年鳥取県条例第4号。以下「任期付研究員条例」という。）第4条の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付研究員」という。）の給料月額は、任期付研究員条例第6条第1項、第2項及び第4項並びに改正附則第7条の規定にかかわらず、これらの規定に定める額から当該額に100分の4を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、前条第2項第1号又は第2号に掲げる額の算出の基礎となる給料月額は、これらの規定に定める額とする。

2 特例期間における任期付研究員の任期付研究員業績手当の額は、任期付研究員条例第6条第5項の規定にかかわらず、同項に定める額から当該額に100分の4を乗じて得た額を減じた額とする。

3 特例期間における任期付研究員の地域手当の額

は、職員給与条例第9条の2及び第9条の3の規定にかかわらず、地域手当基礎額から地域手当基礎額に100分の3を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、前条第2項第1号又は第2号に掲げる額の算出の基礎となる地域手当の額は、地域手当基礎額とする。

- 4 特例期間における任期付研究員の期末手当の額は、職員給与条例第16条の4の規定にかかわらず、同条に定める額から当該額に100分の3を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

（特定任期付職員の給与の額の特例）

第9条 特例期間における任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第1項に規定する特定任期付職員（以下「特定任期付職員」という。）の給料月額は、任期付職員条例第7条第1項及び第3項並びに改正附則第7条の規定にかかわらず、これらの規定に定める額から当該額に100分の3を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、第7条第2項第1号又は第3号に掲げる額の算出の基礎となる給料月額は、これらの規定に定める額とする。

- 2 特例期間における特定任期付職員の特定任期付職員業績手当の額は、任期付職員条例第4条第4項の規定にかかわらず、同項に定める額から当該額に100分の3を乗じて得た額を減じた額とする。

3 特例期間における特定任期付職員の地域手当の額は、職員給与条例第9条の2及び第9条の3の規定にかかわらず、地域手当基礎額から地域手当基礎額に100分の3を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる地域手当の額は、地域手当基礎額とする。

- 4 特例期間における特定任期付職員の期末手当の額は、職員給与条例第16条の4の規定にかかわらず、同条に定める額から当該額に100分の3を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

は、職員給与条例第9条の2及び第9条の3の規定にかかわらず、地域手当基礎額から地域手当基礎額に100分の4を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、前条第2項第1号又は第2号に掲げる額の算出の基礎となる地域手当の額は、地域手当基礎額とする。

- 4 特例期間における任期付研究員の期末手当の額は、職員給与条例第16条の4の規定にかかわらず、同条に定める額から当該額に100分の4を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

（特定任期付職員の給与の額の特例）

第9条 特例期間における任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第1項に規定する特定任期付職員（以下「特定任期付職員」という。）の給料月額は、任期付職員条例第7条第1項及び第3項並びに改正附則第7条の規定にかかわらず、これらの規定に定める額から当該額に100分の4を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、第7条第2項第1号又は第3号に掲げる額の算出の基礎となる給料月額は、これらの規定に定める額とする。

- 2 特例期間における特定任期付職員の特定任期付職員業績手当の額は、任期付職員条例第4条第4項の規定にかかわらず、同項に定める額から当該額に100分の4を乗じて得た額を減じた額とする。

3 特例期間における特定任期付職員の地域手当の額は、職員給与条例第9条の2及び第9条の3の規定にかかわらず、地域手当基礎額から地域手当基礎額に100分の4を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる地域手当の額は、地域手当基礎額とする。

- 4 特例期間における特定任期付職員の期末手当の額は、職員給与条例第16条の4の規定にかかわらず、同条に定める額から当該額に100分の4を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

#### 附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。